

川崎市告示第130号

計量法（平成4年法律第51号）第20条第1項の規定に基づき指定定期検査機関の指定を行いましたので、同法第159条第3項第1号の規定に基づき、次のとおり告示します。

令和8年3月17日

川崎市長 福田紀彦

- 1 指定年月日
令和8年3月9日
- 2 指定定期検査機関の名称及び主たる事業所の所在地
 - (1) 名称：公益社団法人神奈川県計量協会
 - (2) 所在地：神奈川県横浜市神奈川区浦島丘4
- 3 定期検査を行う地域
川崎市全域
- 4 定期検査の対象とする特定計量器の種類
計量法施行令第10条第1項第1号で定める非自動はかり、分銅及びおもり
- 5 指定期間
令和8年4月1日から令和11年3月31日まで